

民法（総・物） 第3回 P40～P65 P90～P97 🐾

無効・取消し P90～P97

《無効》

⇒ 法律行為の効力がはじめてから発生していないこと。 例) 意思無能力者の意思表示

《取消し》

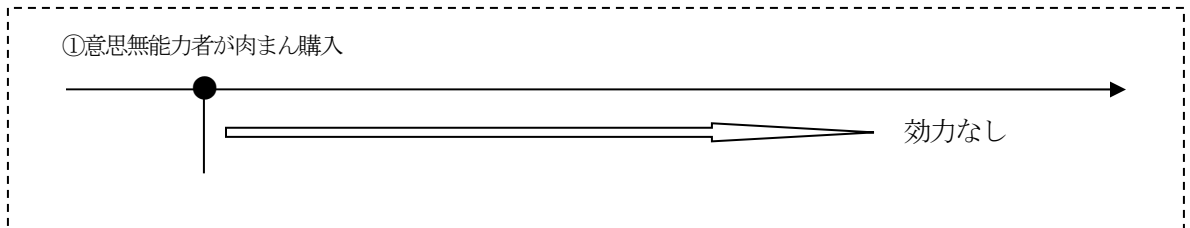
⇒ 一応有効に発生した法律行為の効力を、一定の者の意思表示により、過去に遡り、はじめてから発生していないものとして扱うこと。取り消さない限り、効力は存続する（有効と扱われる）。

例) 制限行為能力者の意思表示など

※無効と取消しの違い

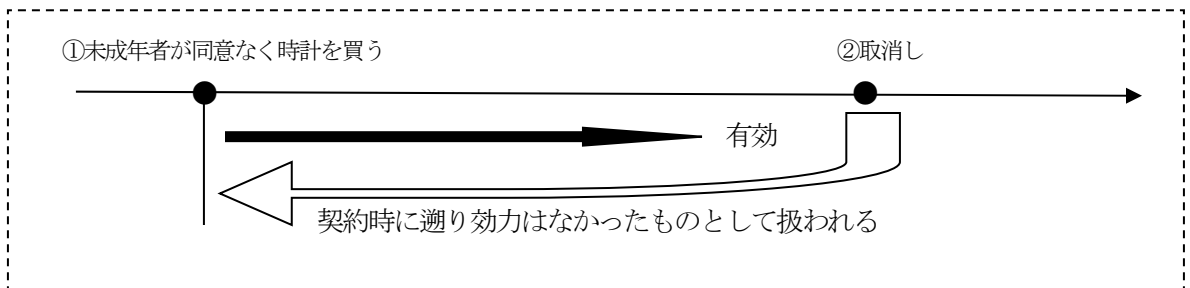
無効

意思無能力者が、肉まん購入 → 無効（はじめてから肉まん購入の効力はない）



取消し

未成年者が時計の売買を取消す → 取消すまでは売買の効力は有効
取り消してはじめて、契約時に遡り効力はなかったこととなる。



《無効・取消しの効果(P91)》

1. 原則

→ 原状回復（金銭、物を取得していたならば、返還する）

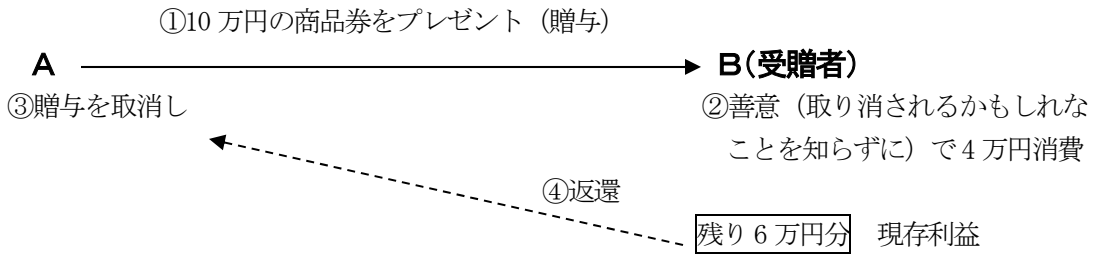
例) A（売主）B（買主）間において1000万円の土地の売買契約が結ばれたが、その後売買契約が無効や取り消された場合

⇒ AはBに1000万円の返還、BはAに土地を返還する。

2. 無償行為における受領者が善意であった場合

→受領者が善意であった場合には受領者は現存利益の返還で良い。

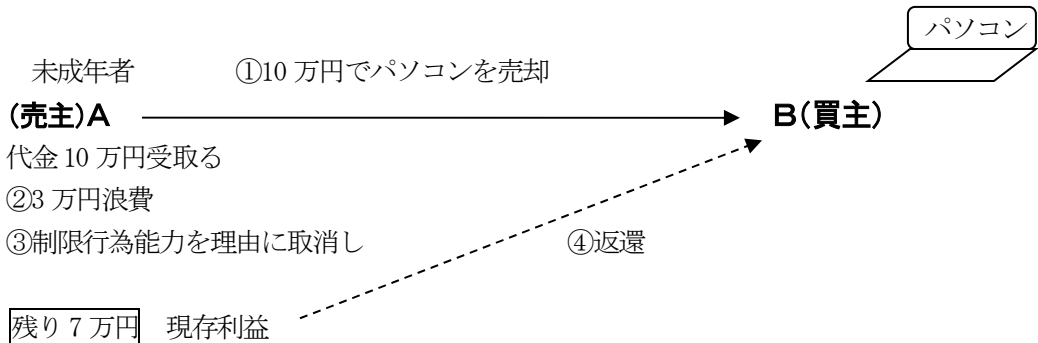
例) AがBに10万円の商品券をプレゼント（贈与）したが、その後、当該贈与が取り消されたが、すでにBは商品券を4万円分使ってしまった（Bは取り消され得ることにつき善意であった）。



3. 意思無能力、制限行為能力を理由とする無効・取消しの場合

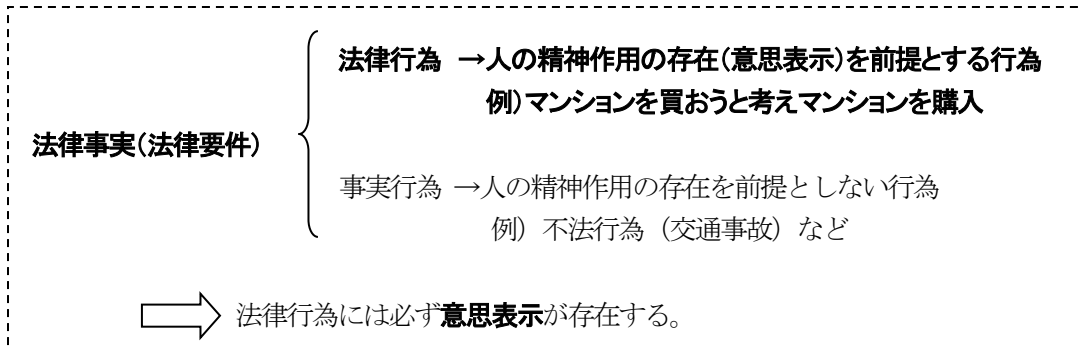
→現存利益の返還で良い

例) 未成年者Aが親の同意なしに10万円でパソコンを売却したが、その後Aは制限行為能力を理由に売買契約を取り消した（Aは3万円を使っていた）。



法律行為 P40

民法上の権利や義務を発生させるには**法律事実（法律要件）**があることが大前提。



意思表示 I P42

《意思表示の意義・要素》

1. 意思表示とは

意思表示とは、法律効果の発生を意欲する意思を表示することである。意思表示の要素は、①**内心的効果意思**、②**表示意思**、③**表示行為**がある。なお「動機」は意思表示の要素ではない。

意思表示の要素 例) お腹が減ってお店で肉まんを買う場合

↓	動機		お腹が空いた！
	内心的効果意思	一定の法律効果を欲する意思	「肉まん買いたい!」と思う
	表示意思	内心的効果意思を外部に表示しようとする意思	「肉まん下さい」と言おう
	表示行為	外部に対する自己の内心的効果意思の表示	「肉まん下さい」と言う

2. 意思主義と表示主義

(1) 意思と表示の不一致

肉まんを買いたいと思ったが、間違っって「あんまん下さい!」と言ってしまった場合など。

}	<table style="border: none;"> <tr> <td style="padding: 0 10px;">意思</td> <td>.....</td> <td>肉まん</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 10px;">表示</td> <td>.....</td> <td>あんまん</td> </tr> </table>	意思	肉まん	表示	あんまん	}	不一致
意思	肉まん							
表示	あんまん							

- 意思主義**…当事者の内心的効果意思を重視する。➡表示行為は**無効もしくは取消事由**
- 表示主義**…当事者の表示行為を重視する。➡表示行為は**有効(取消事由ではない)**

(2) 日本民法の立場

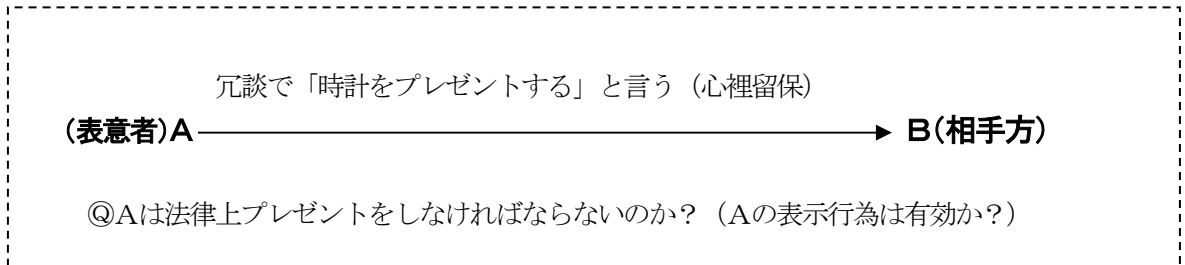
日本の民法では、ケースごとに結論を考えていく。大きく以下のケースに分類される。

意思の不存在	嘘	心裡留保(93条) 通謀虚偽表示(94条)	「有効」か「無効」かが問題？
	勘違い	錯誤(95条)	「取消し」できるか否か問題？
瑕疵ある意思表示		詐欺(96条)	
		強迫(96条)	

《心裡留保（93条）》P44～

1. 心裡留保とは

表意者が真意(内心的効果意思)と表示がくい違うことを知って行った行為をいう。例) 冗談、嘘など



2. 効果

- 原則：**有効**・・・AはBに時計をプレゼントしなければならない
- 例外：相手方が悪意・有過失の場合には**無効** (93条但書)・・・時計をプレゼントする必要なし

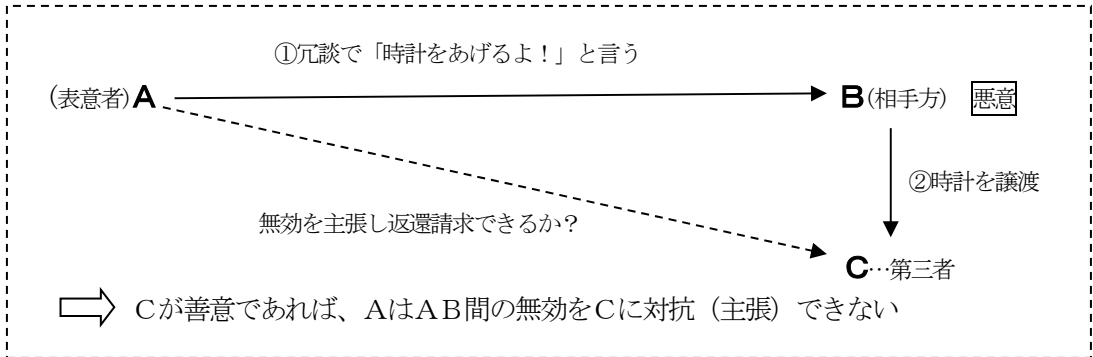
3. 適用範囲

真意を必要とする身分行為 (婚姻など) には93条は適用なし ⇨ 真意がない場合には常に無効

4. 第三者との関係

④第三者（転得者など）が登場してきた場合、表意者は心裡留保による無効を第三者に対抗（主張）できるか？

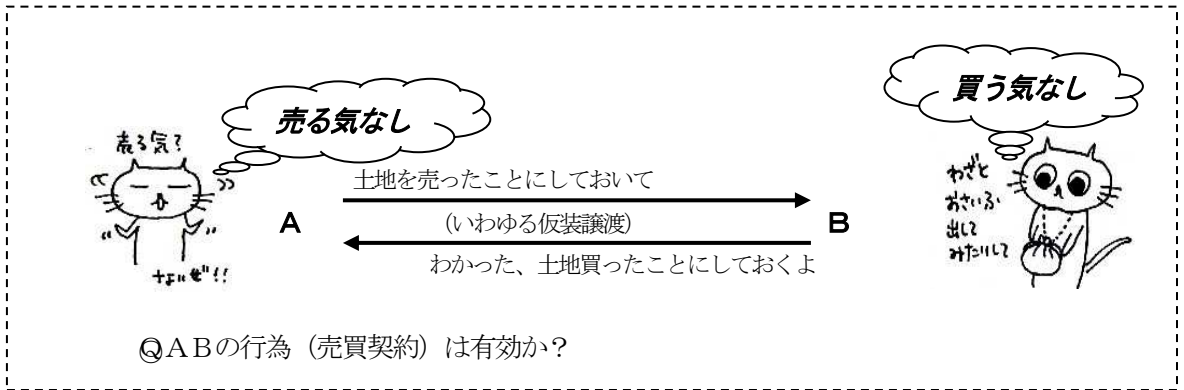
相手方が善意無過失の場合は、第三者に無効を主張することはできないが（93条2項）、悪意であった場合はどうか問題となる。



《通謀虚偽表示（94条）》P46～

1. 通謀虚偽表示とは

→相手方と示し合わせてしたウソ（虚偽）の意思表示

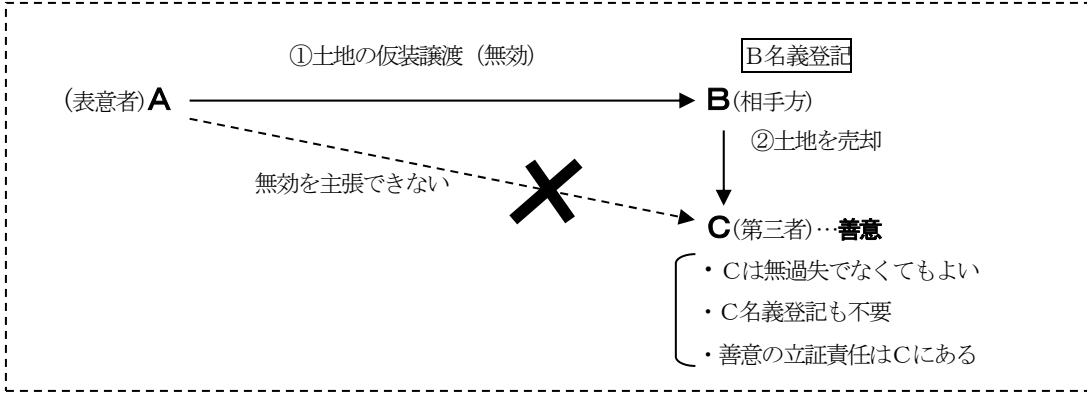


2. 効果

原則：無効・・・土地は依然としてAの所有である

しかし、Aは善意の第三者には無効を主張することができない(民法94条2項)

例) AはBと通謀してBに仮装譲渡し登記も移転したが、その後Bは何も知らないCに当該土地を転売した。



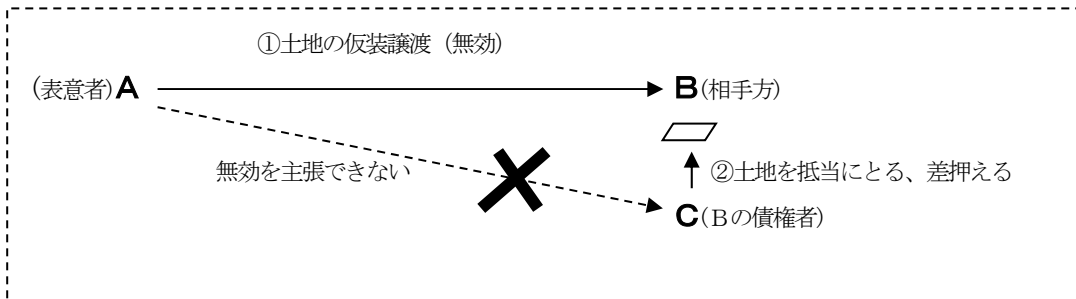
3. 94条2項の「第三者」

94条2項によって、真の権利者（上記事例でいうA）が対抗できない善意の第三者とは、**虚偽表示に基づく法律関係に対して、あらたに、独立した法律上の利害関係を有するに至った者**をいう（判・通）。

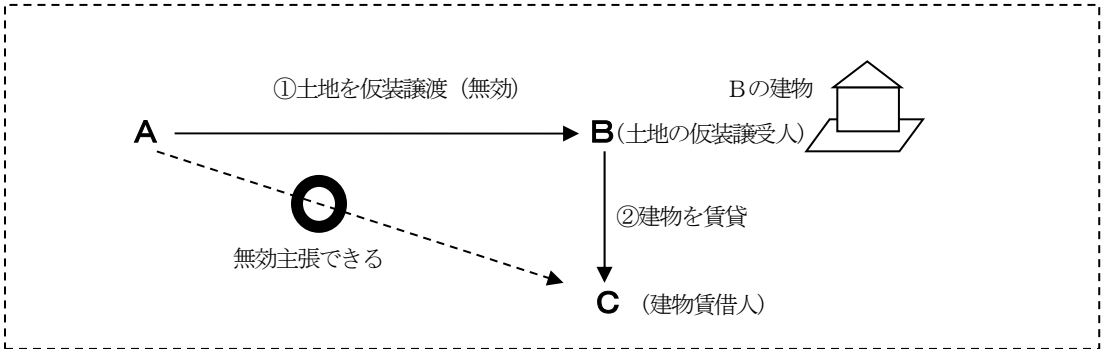
第三者に該当する者、しない者

「第三者」に該当する者	「第三者」に該当しない者
ア 譲り受ける契約をただけで未だ引渡しを受けていない者であつても「第三者」にあたる	エ 土地の仮装譲受人から土地上の建物を賃借した者
イ 虚偽表示による譲受人から抵当権の設定を受けた者	
ウ 虚偽表示の目的物に対して差押えをした譲受人の債権者	

- (1) 虚偽表示の譲受人から抵当権の設定を受けた者（イ）
虚偽表示の目的物に差押えをした譲受人の債権者（ウ）



(2) 土地の仮装譲受人から土地上の建物を賃借した者（エ）



4. 転得者との関係

◎転得者に対して真の権利者は虚偽表示による無効を主張できるか？以下の2ケースで検討する。

(1) 第三者が悪意で転得者が善意の場合

(2) 第三者が善意で転得者が悪意の場合

